

令和3年(2021年)

2/1

No.1455



2月1日(月)
から



区のおしらせ



ちゅうおう

中央区、LINE
始めました

アカウント名

中央区

アカウントID

@tokyochuo.city

友だち追加の方法

方法 1 2次元コードを読み込むと「友だち追加」画面にジャンプします。表示される「追加」ボタンを押して完了です。



方法 2 スマートフォンなどでLINEアプリを起動し、ホーム画面で「中央区」または「@tokyochuo.city」と検索します。表示の中から「中央区」を選択し「追加」ボタンを押して完了です。

◎ご利用にはLINEアプリへの登録が必要です。

配信内容

- 区のホームページに掲載した新着情報や注目情報
- 「区のおしらせ ちゅうおう」の発行情報(月3回)
- 地震・台風などの緊急情報 など

広報サービス一部終了のお知らせ

3月31日(水)をもって、次のサービスを終了します。

ご利用いただいていた皆さんにはご不便・ご迷惑をお掛けしますが、ご理解とご協力をお願いします。

中央区版マイ広報紙

「中央区版マイ広報紙」について、ホームページおよびアプリによる閲覧を終了します。

◎「全国版マイ広報紙」および「マチイロ」は、引き続きご利用いただけます。

J: COM東京におけるテレビ広報番組の放送

テレビ広報番組「こんにちは中央区です」について、J: COM東京による放送を終了します。

◎区のホームページやYouTubeの中央区公式チャンネルからは、引き続きご視聴いただけます。

◎東京ベイネットワーク、東京ケーブルネットワークによる放送に変更はありません。

モバイルサイトにおける「区のおしらせ ちゅうおう」の閲覧

「区のおしらせ ちゅうおう」について、モバイルサイトによる閲覧を終了します。

◎ホームページ、スマートフォンサイトに変更はありません。

問 広報課広報係

☎(3546)5216

HP 全国版マイ広報紙

<https://mykoho.jp/>

中央区内共通買物券 (ハッピー買物券)の使用期限

令和2年6月に発行した、桃色および緑色のハッピー買物券の使用期限は3月31日(水)までです。

期限を過ぎた券は使用できなくなります。また、払い戻しもできません。お早めに区内取扱店舗でご利用ください。

◎区が贈呈した敬老買物券・新

生児誕生祝買物券も同様です。

◎令和2年12月に発行した、だいだい色および青色のハッピー買物券の使用期限は5月31日(月)までです。

◎登録店一覧は区のホームページでご覧いただけます。

問 商工観光課中小企業振興係

☎(3546)5487



▲使用期限が
3月31日(水)までの買物券



▲使用期限が
5月31日(月)までの買物券

凡例

問い合わせ(申込)先

HP

ホームページアドレス

E

メールアドレス

掲載のイベントについて

新型コロナウイルス感染症の感染拡大を防止するため、中止とすることがあります。最新の情報は区のホームページをご覧ください。



リサイクル適性(A)
この印刷物は、印刷用の紙へリサイクルできます。

「区のおしらせ ちゅうおう」は毎月1日、11日、21日の月3回発行。次回2月11日号は新聞折り込みです。

(1)



令和3年度から適用 個人住民税の主な改正

凡例

お問い合わせ(申込)先 HP ホームページアドレス Eメールアドレス

給与所得控除の改正

別表1のとおり

公的年金等控除の改正

- ・65歳未満の方の場合
別表2のとおり
- ・65歳以上の方の場合
別表3のとおり

基礎控除の改正

別表4のとおり

調整控除の改正

前年の合計所得金額が2,500万円を超える所得割の納税義務者は、調整控除を適用できなくなります。

所得金額調整控除の創設

次の①、②に該当する場合は、給与所得から所得金額調整控除額が控除されます。

- ①前年の給与等の収入金額が850万円を超え、本人、同一生計配偶者、もしくは扶養親族のいずれかが特別障害者である場合、または23歳未満の扶養親族がいる場合
- ②前年の給与所得と公的年金等の雑所得がいずれもあり、給与所得控除後の給与等の金額と公的年金等の雑所得の金額との合計額が10万円を超える場合

非課税基準、扶養親族などの合計所得金額要件などの改正

別表5のとおり

子どもの貧困に対応するための個人住民税の非課税措置

前年の合計所得金額が135万円以下であるひとり親に対し、個人住民税を非課税とする措置を講じます。

ひとり親控除の創設および寡婦(夫)控除の改正

婚姻歴や性別に関わらず、生計を一にする子(総所得金額等が48万円以下)を有する単身者について「ひとり親控除」として控除額30万円を適用します(別図のとおり)。

「ひとり親」に該当しない寡婦については、引き続き「寡婦控除」として控除額26万円を適用します。

ひとり親控除、寡婦控除いずれについても、控除を受ける本人の合計所得金額が500万円以下であることおよび本人と事実上婚姻関係と同様の事情にあると認められる人がいないことが適用の要件になります。

☎税務課課税係

☎(3546)5270

別表3

公的年金等の 収入金額 (A)	公的年金等控除額			
	改正後			改正前
	公的年金等に係る雑所得以外の所得に係る 合計所得金額			
	1,000万円以下	1,000万円超 2,000万円以下	2,000万円超	区分なし
330万円以下	110万円	100万円	90万円	120万円
330万円超 410万円以下	(A)×25%＋ 27万5千円	(A)×25%＋ 17万5千円	(A)×25%＋ 7万5千円	(A)×25%＋ 37万5千円
410万円超 770万円以下	(A)×15%＋ 68万5千円	(A)×15%＋ 58万5千円	(A)×15%＋ 48万5千円	(A)×15%＋ 78万5千円
770万円超 1,000万円以下	(A)×5%＋ 145万5千円	(A)×5%＋ 135万5千円	(A)×5%＋ 125万5千円	(A)×5%＋ 155万5千円
1,000万円超	195万5千円	185万5千円	175万5千円	

別表5

要件など		改正後	改正前
同一生計配偶者および扶養親族の前年の合計所得金額の要件		48万円以下	38万円以下
配偶者特別控除の対象となる配偶者の前年の合計所得金額の要件		48万円超133万円以下	38万円超123万円以下
勤労学生の前年の合計所得金額の要件		75万円以下	65万円以下
家内労働者等の事業所得等の所得計算の特例について、必要経費に算入する金額の最低保障額の変更		55万円	65万円
寡婦および寡夫に係る生計を一にする子の前年の総所得金額等の要件		—	38万円以下
寡婦およびひとり親に係る生計を一にする子の前年の総所得金額等の要件		48万円以下	—
雑損控除に係る親族の前年の総所得金額等の要件		48万円以下	38万円以下
障害者、未成年者、寡婦および寡夫に対する特別区民税・都民税の非課税措置の前年の合計所得金額の要件		—	125万円以下
障害者、未成年者、寡婦およびひとり親に対する特別区民税・都民税の非課税措置の前年の合計所得金額の要件		135万円以下	—
均等割の非課税限度額の前年の合計所得金額(均等割非課税となる要件)	同一生計配偶者および扶養親族がない	35万円+10万円	35万円
	同一生計配偶者または扶養親族がある	35万円×(同一生計配偶者+扶養親族+本人)+10万円+21万円	35万円×(同一生計配偶者+扶養親族+本人)+21万円
所得割の非課税限度額の前年の総所得金額等(所得割非課税となる要件)	同一生計配偶者および扶養親族がない	35万円+10万円	35万円
	同一生計配偶者または扶養親族がある	35万円×(同一生計配偶者+扶養親族+本人)+10万円+32万円	35万円×(同一生計配偶者+扶養親族+本人)+32万円

別表1

給与等の収入金額(A)	給与所得控除額	
	改正後	改正前
162万5千円以下	55万円	65万円
162万5千円超180万円以下	(A)×40%−10万円	(A)×40%
180万円超360万円以下	(A)×30%+8万円	(A)×30%+18万円
360万円超660万円以下	(A)×20%+44万円	(A)×20%+54万円
660万円超850万円以下	(A)×10%+110万円	(A)×10%+120万円
850万円超1,000万円以下	195万円	220万円
1,000万円超		

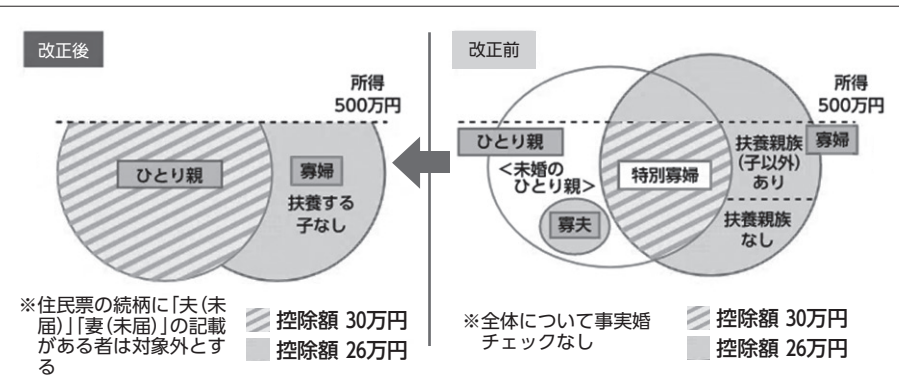
別表2

公的年金等の 収入金額 (A)	公的年金等控除額			
	改正後			改正前
	公的年金等に係る雑所得以外の所得に係る 合計所得金額			
	1,000万円以下	1,000万円超 2,000万円以下	2,000万円超	区分なし
130万円以下	60万円	50万円	40万円	70万円
130万円超 410万円以下	(A)×25%＋ 27万5千円	(A)×25%＋ 17万5千円	(A)×25%＋ 7万5千円	(A)×25%＋ 37万5千円
410万円超 770万円以下	(A)×15%＋ 68万5千円	(A)×15%＋ 58万5千円	(A)×15%＋ 48万5千円	(A)×15%＋ 78万5千円
770万円超 1,000万円以下	(A)×5%＋ 145万5千円	(A)×5%＋ 135万5千円	(A)×5%＋ 125万5千円	(A)×5%＋ 155万5千円
1,000万円超	195万5千円	185万5千円	175万5千円	

別表4

所得割の納税義務者の前年の合計所得金額	基礎控除額	
	改正後	改正前
2,400万円以下	43万円	33万円 (所得制限なし)
2,400万円超2,450万円以下	29万円	
2,450万円超2,500万円以下	15万円	
2,500万円超	適用なし	

別図



ちゅうおう 区のおしらせ



SNSなど



令和3年度分 個人の特別区民税・都民税の申告

令和3年1月1日現在、中央区に住所を有し、令和2年1月1日から12月31日までに所得のあった方は、3月15日(月)までに申告してください。

また公的年金などの収入が400万円以下で、かつ他の所得が20万円以下の場合は確定申告が不要とされています。

います。この場合であっても、住民税の申告は必要となる場合があります。

申告の必要がない方

- ・給与所得のみで支払者から給与支払報告書が区に提出されている方
- ・税務署に所得税の令和2年分確定申告をする方

◎区に申告する必要があると思われる方には、2月中旬に申告書などをお送りします。

る方には、2月中旬に申告書などをお送りします。

◎区内に住所を有しない方で、令和3年1月1日現在、区内に事務所、事業所または家屋敷を有している方は住民税の均等割の課税対象となります。

☎税務課課税係

☎(3546)5270

令和2年分 確定申告

申告書作成会場
～入場整理券の配布～

日 程
2月16日(火)～3月15日(月)
(土・日曜日、祝日を除く)
◎2月21日(日)、28日(日)は、開場
します。
◎2月15日以前でも、日本橋・京橋
税務署では年金受給者への申告相
談を行っています。
受付時間
午前8時30分～午後4時(相談は
午前9時15分から開始)
◎確定申告会場の混雑緩和のため、
入場には「入場整理券」が必要です。
なお、入場整理券の配布状況に応
じて受け付けを早めに締め切る場
合があります。
◎入場整理券は、当日会場で配布す
る他、LINEアプリで事前に入
手できます。国税庁LINE公式
アカウントを「友だち追加」してご
利用ください。
会 場
東京国税局1階(築地5-3-1)
◎日本橋・京橋税務署に、申告書作
成会場は設置していません。
内 容
所得税および復興特別所得税、個
人事業者の消費税および地方消費税、
贈与税の申告相談

e-Tax申告
～ご来場を検討されている方へ～

新型コロナウイルス感染症の感染
拡大防止のため、ご自宅からのe-
Tax申告をご利用ください。申告書
は、国税庁のホームページで作成・
印刷できます。
e-Tax申告の流れ
①国税庁のホームページにアクセス
所得税、消費税および贈与税の
申告書、収支内訳書や青色申告決
算書を作成できます。
◎所得税の申告書については、スマ
ートフォンやタブレット端末でも
作成できます。
②申告書などの作成
画面の案内に従って金額などを
入力してください。
③e-Taxで送信して提出
・マイナンバーカードを使って送信
する場合は、マイナンバーカード、
ICカードリーダーまたはマイ
ナンバーカード対応のスマート
フォンをご用意ください。
・IDとパスワードで送信する場
合は、事前の届け出が必要です。届
け出をする際は、申告される本人
が本人確認書類をお持ちの上、事
前に税務署へお越しください。
◎提出方法など詳しくはお問い合わせ
ください。

令和3年度 子どもの居場所「プレディ」

「プレディ」は小学校内に開設し、
保護者の就労状況に関係なく、放課
後や土曜日などに安全に安心して過
ごせる子どもの居場所です。
利用登録児童の募集
プレディ設置校
別表2のとおり
対 象
区立小学校の在籍児童または区内
に住所を有する小学校児童
利用できるプレディ
・在籍する小学校(以下「在籍校」と
いう)にプレディがある児童は、
在籍校のプレディ
・在籍校と、住所を有する通学区域
の小学校(以下「指定校」という)の
双方にプレディがある場合は、プ
レディの利用はいずれか一方
・在籍校にプレディがなく、指定校
にプレディがある場合は指定校の
プレディ
・在籍校と指定校の双方にプレディ
がない児童については、プレディ
設置校の中から1プレディを選択
開設時間
・月～金曜日
プレディ設置校の放課後～午後5
時(保護者の就労など特別な事情
があるときは、午後7時30分まで)
・夏・冬・春休みなどの月～金曜日
午前8時30分～午後5時(保護者
の就労など特別な事情があるとき
は、午後7時30分まで)
・土曜日
午前8時30分～午後5時(保護者

の就労など特別な事情があるとき
は、午後6時まで)
◎日曜日、祝日・休日、年末年始は
お休みです。
◎午後5時以降の延長利用について
は、保護者全員の勤務証明書など
の提出および午後5時以降に利用
する児童の保護者が運営するおや
つの会への入会が必要です。
◎午後6時以降の延長利用について
は、利用料の負担および児童の引
き取りが必要です。
活動内容
・フリータイム
自主的な遊び、スポ
ーツ、読書、自習など
・各種教室
スポーツ教室、体験教室など
費 用
無料
◎傷害・賠償責任保険料600円と各
種教室の材料費などの実費は保護
者負担です。
◎午後6時以降の利用は、1回400円、
月の利用料が5,000円を超えた場
合は5,000円です。
申込期間
2月1日(月)～27日(土)(日曜日、
祝日を除く)
申し込み方法
各プレディにある利用登録申込書
に記入し、保険料600円を添えて直
接プレディに申し込む。
◎申込書は区のホームページからダ
ウンロードすることもできます。

申告などと納税の期限
所得税および復興特別所得税・贈与税
3月15日(月)まで
個人事業者の消費税および地方消費
税
3月31日(水)まで
財産債務調書および国外財産調書
3月15日(月)まで
税理士会による無料申告相談
税理士による確定申告の無料申告
相談を行います(別表1のとおり)。
◎確定申告に必要な書類などをご持
参ください。
◎土地・建物および株式の譲渡所得
のある場合や、相続税・贈与税の
相談を除きます。
◎申告書や届出書の提出のみの場合
は、直接税務署に提出(郵送可)し
てください。
納税は便利な口座振替で
所得税および復興特別所得税、個
人事業者の消費税および地方消費税
の振替納税をご利用ください。
振替日
・所得税 4月19日(月)
・消費税 23日(金)

2次元コードを利用したコンビニ
納付が可能です
納付に必要な情報を「2次元コー
ド」として作成・出力することでコ
ンビニ納付が可能です。
確定申告書等作成コーナーからの作
成・出力
所得税、消費税、贈与税の申告書
を作成する際に「2次元コードの作
成」を選択し出力してください。
国税庁ホームページからの作成・出
力
2次元コード作成専用画面で納付
に必要な情報を入力して出力してく
ださい。
東京国税局電話相談センター(税
務署の代表電話から音声案内で1
番を選択)
◎確定申告については、3月15日(月)
までは「0番」を選択してください。
日本橋税務署
☎(3663)8451
京橋税務署
☎(4434)0011
HP国税庁
https://www.nta.go.jp/

別表1

日 時	2月9日(火)まで(土・日曜日を除く)
	午前9時30分～正午(受け付けは午前11時まで) 午後1時～5時(受け付けは午後4時まで) ◎会場の混雑を回避するため、1日100人程度の相談とさせていただきます。 ◎100人程度に満たない場合でも、混雑状況により受け付けを早く締め切 り、後日の来場をお願いする場合がありますのでご了承ください。
会 場	月島区民センター1階会議室
主 催	京橋税務署

◎1月11日号でお知らせした、日本橋公会堂での無料申告相談は中止となりました。

日 時	2月9日(火)まで(土・日曜日を除く)
	午前9時30分～正午(受け付けは午前11時まで) 午後1時～5時(受け付けは午後4時まで) ◎会場の混雑を回避するため、1日100人程度の相談とさせていただきます。 ◎100人程度に満たない場合でも、混雑状況により受け付けを早く締め切 り、後日の来場をお願いする場合がありますのでご了承ください。
会 場	月島区民センター1階会議室
主 催	京橋税務署

◎令和2年度利用登録申し込み済み
の場合でも改めて登録が必要です。
◎区立の学童クラブと重複して登録
することはできません。
◎詳しくは☎または各プレディにお
問い合わせください。
プレディサポーターの募集
活動日時
・月～金曜日
午後2時～7時30分
・夏・冬・春休みの月～金曜日
午前8時30分～午後7時30分
・土曜日
午前8時30分～午後6時
活動場所
別表2

プレディ設置校(別表2のとおり)

対 象
活動日時内で2時間程度の活動が
可能な方
役 割
プレディサポーター(ボランティ
ア)として、学校内で放課後などに
プレディを利用している児童の安全
確認(一緒に遊んだり、おしゃべり
をしながら子どもたちを見守る)
◎詳しくは☎または各プレディにお
問い合わせください。
教育委員会事務局庶務課プレディ
事業係
☎(3546)5690

名 称	所在地・電話番号	名 称	所在地・電話番号
プレディ中央 (中央小学校内)	湊1-4-1 ☎(3551)0522	プレディ久松 (久松小学校内)	日本橋久松町7-2 ☎(3663)7045
プレディ明石 (明石小学校内)	明石町1-15 ☎(3544)2860	プレディ佃島 (佃島小学校内)	佃2-3-1 ☎(3536)7041
プレディ京築 (京橋築地小学校内)	築地2-13-1 ☎(3545)2843	プレディ月一 (月島第一小学校内)	月島4-15-1 ☎(3531)4746
プレディ明正 (明正小学校内)	新川2-13-4 ☎(3551)3673	プレディ月二 (月島第二小学校内)	勝どき1-12-2 ☎(3531)1045
プレディ日本橋 (日本橋小学校内)	日本橋人形町1-1-17 ☎(3668)2331	プレディ月三 (月島第三小学校内)	晴海1-4-1 ☎(3531)7251
プレディ有馬 (有馬小学校内)	日本橋蛸殻町2-10-23 ☎(3666)3960	プレディ豊海 (豊海小学校内)	豊海町3-1 ☎(3534)1300

全国瞬時警報システム(Jアラート)
の全国一斉試験放送の実施

全国瞬時警報システム(Jアラ
ート)の起動確認のため、防災行政無
線(屋外スピーカー)と緊急告知ラジ
オを活用した試験放送を区内全域で
実施します。ご理解、ご協力をお願
いします。
実施日時
2月17日(水)
午前11時ごろ(全国一斉実施)

放送内容
「これはJアラートのテストです」
を3回、「こちらはぼうさいちゅう
おうです」を1回放送します。
◎携帯電話への緊急速報メールは配
信されません。
危機管理課危機管理担当
☎(3546)5087

区民相談全般・窓口のご案内については、「まごころステーション」☎(3546)0561へお気軽にお問い合わせ・ご相談ください。

(3)

凡例

お問い合わせ(申込)先
HP
ホームページアドレス
Eメールアドレス

外国人区民区内施設
見学バスツアー
Chuo City Public Facility
Tour for Foreign Residents

外国人の区民の方に、区内の施設やサービスをもっと知っていただくために、区内の公共施設などを英語でご案内するバスツアーを行います。今回は、中央区の観光情報などの魅力を発信するインフォメーションセンターである「中央区観光情報センター」、区内に残る文化資源を発掘し、皆さんに知ってもらうために開設しているまちかど展示館の中から「小津史料館」、健康増進に役立つ「総合スポーツセンター」を見学します。

We are offering a bus tour in English for the foreign residents of the City in order to help them learn more about our facilities and services. This year, we are to visit “Tokyo Chuo City Tourist Information Center” sending out the charm and information of the City, “Ozu Museum” (Traditional Japanese paper) among various Machikado Museums set up for people to know several cultural resources remained in the City, and lastly “Comprehensive Sports Center” to help improve your health.

別表1

	日本語	English
日 時 Date & Time of Starting/ Ending	3月6日(土)	6 th March, Saturday
	午後0時50分 区役所前集合	Starts at 12:50 pm Meet in front of Chuo City Office
	午後4時30分 区役所前到着予定	Ends at 4:30 pm Expected to arrive at the Chuo City Office at the above
対 象 Eligibility	外国人(区内在住・在勤者優先)	Foreign nationals (Priority is given to those who live or work in Chuo City.)
訪問施設 Visiting Places	中央区観光情報センター、小津史料館、総合スポーツセンター	Tokyo Chuo City Tourist Information Center, Ozu Museum (Traditional Japanese paper), Comprehensive Sports Center
定 員 Quota	10人(申し込み多数の場合は抽選) ◎最少催行人数は3人です。	10 persons(Drawing) The minimum participant count shall be three persons.
費 用 Fee	無料	Free
申し込み方法 How to apply	2月18日(木)までにファクスまたはEメールで ①名前②住所③電話番号④国籍⑤性別⑥年齢 ⑦Eメールアドレスを記入して申し込む。 ◎2月19日(金)に抽選結果をEメールでお知らせします。 ◎2月19日(金)以降は空きがある場合には先着順で受け付けます。 ◎名前はパスポートに記載しているとおりに記載してください。	Please apply by writing your ①name②address③phone number④nationality⑤gender⑥age⑦e-mail address on your e-mail or facsimile. Application period ends on 18 th (Thurs.) Feb. The participation right is to be decided by a lottery, and the result of it is to be sent to you by e-mail on 19 th (Fri.) Feb. If there is still room to accept more participants after the lottery, on and after 19 th Feb. , an application of participation is accepted first-come-first served basis.Your name must be exactly the same as the one on your PASSPORT (order and spelling) when making application.
注意事項 Cautions	・ツアーは日本語と英語で行われます。 ・英語以外の案内が必要な場合は事前にお知らせください。 ・感染症対策のため当日体温が37.5度以上ある方はツアーにご参加いただけません。 ・ツアー中はマスクの着用、アルコール消毒へのご協力をお願いいたします。 ・最少催行人数に満たない場合は中止となります。	This tour is performed by bilingual basis, English and Japanese. Please let us know when booking if you need any foreign language guides other than English. In order to prevent COVID19 expansion, the person with 37.5℃ or over on the date cannot participate the tour. During the tour, please cooperate the smooth operation, such as wearing a mask, disinfecting with alcohol and so on. If the number of participants does not reach the minimum count, the tour shall be cancelled accordingly.
問い合わせ (申込)先 Where to apply and inquire	文化・生涯学習課文化振興係 ☎(3546)5346 ◎日本語のみのご案内です。 (Japanese guidance is only available.)	Cultural Promotion Subsection, Cultural Affairs and Lifelong Learning Section Tel:(3546)5645 ◎English guidance is available on every Monday, Tuesday, Thursday.
	FAX(3546)9556	Fax:(3546)9556
	✉b-syogai_01@city.chuo.lg.jp	Email:b-syogai_01@city.chuo.lg.jp

駐輪場の定期利用申請の受け付け

4月1日(木)からの定期利用について受け付けを行います。現在、定期利用をされている方も申請が必要です。

利用申請受付開始日

3月1日(月)

駐輪場・受付場所など

別表2のとおり

対 象

- ・区内在住で、駐輪場ごとに指定した利用駅(別表2のとおり)を利用して通勤・通学などを行い、駅から自宅までおおむね300メートル以上離れている方
- ・区外在住で、区外の駅から駐輪場ごとに指定した利用駅で下車し、駅からおおむね300メートル以上離れた中央区内に通勤・通学している方

利用料金

別表3のとおり

- ◎定期利用は月額制のみです。
- ◎障害者手帳の交付を受けているなどの場合には利用料の減免があります。減免の対象や必要な証明書類など、詳しくはお問い合わせください。

利用上の注意

- ・登録は1人1台1駐輪場です。
- ・ご自宅の駐輪場代わりとしては、利用できません。
- ・法人および業務による利用はできません。

別表3

		1カ月	3カ月	6カ月	12カ月
区 民	一 般	1,500円	4,000円	8,000円	16,000円
	学 生	1,000円	2,500円	5,000円	10,000円
区民以外		2,000円	5,500円	11,000円	22,000円

◎2カ月分以上の利用は、年度内に限ります。
◎学生は、申請の際に学生証などの提示が必要です。

利用申請から利用開始までの流れ

- ①所定の受付場所(別表2のとおり)に必要な事項を記入した「利用申請書」を提出してください。
- ◎利用申請書は各受付場所で配布する他、区のホームページからダウンロードすることもできます。
- ◎利用申請は、先着順で受け付けます。郵送での受け付けは行いませんので、必ず受付場所にお越しください。
- ②利用要件を審査後、「承認通知」および「利用者カード」が交付されます。
- ◎人形町二丁目地下駐輪場および銀座六丁目地下駐輪場については、自転車の大きさなどの検査も行います。要件を満たした方には「利用者識別カード」と「利用者識別札」が交付されます。
- ③利用者カードを用いて精算機で利用料金を納付すると、「利用証」が交付されます。
- ④利用証を自転車の見やすい位置に貼って、利用開始月から駐輪場を利用してください。

利用更新手続き

利用承認期間が満了するまでに翌月以降の利用料金を納付すれば、年度内に限り、駐輪場を継続して利用できます。

◎区役所での受け付けは、承認通知の交付まで行います。利用者カードと利用証の交付および更新手続きは、所定の受付場所のみで行います。

◎人形町二丁目地下駐輪場および銀座六丁目地下駐輪場の申請受け付けなどは、それぞれの駐輪場のみで行います。

利用料金の還付

転出などにより、駐輪場の利用を中止する場合は、納付済みの利用料のうち還付申請を行った翌月以降の

別表2

駐輪場名	所在地	利用駅	受付場所	受付時間
築地市場駅地下	築地5-1-1先	築地市場駅	築地市場駅地下駐輪場管理事務所 ☎(3541)3586	午前7時～12時30分、 午後5時～10時 (毎日)
入船橋	明石町1-34	新富町・築地駅		
備前橋第一	築地7-1-15	築地駅		
備前橋第二	築地7-5-14			
備前橋第三	築地7-5-16			
八丁堀第一	八丁堀4-5-14	八丁堀駅		
八丁堀第二	八丁堀4-11-24			
浜町公園地下	日本橋浜町2-59-4	浜町駅	浜町公園地下駐車場管理事務所(浜町公園地下駐輪場隣) ☎(3662)9913	
人形町一丁目	日本橋人形町1-12-11先	水天宮前駅		
人形町通り (人形町交差点から水天宮前交差点)	日本橋人形町1-14-8先他	人形町・水天宮前駅		
人形町三丁目	日本橋人形町3-8-1先	人形町駅		
蛸殻町	日本橋蛸殻町2-1-1先	水天宮前駅		
箱崎町	日本橋箱崎町24-2	水天宮前駅		
清杉通り	東日本橋2-1-3先他	東日本橋・馬喰町・馬喰横山駅		
茅場町	日本橋茅場町2-17-13	茅場町駅		
日本橋二丁目地下	日本橋2-10-8先	日本橋駅		
月島駅前第一	月島2-1-1先	月島駅		月島駅地下駐輪場管理事務所 ☎(3533)2935
月島駅地下	月島2-10-3先		勝どき駅地下駐輪場管理事務所 ☎(3533)8036	
勝どき駅地下	勝どき1-9-4先	勝どき駅	人形町二丁目地下駐輪場(人形町保育園向かい) ☎(5695)3160	午前7時～12時30分、 午後3時30分～10時 (祝日を除く毎日)
人形町二丁目地下	日本橋人形町2-12-1	人形町・水天宮前駅	銀座六丁目地下駐輪場管理事務所 ☎(6274)6125	
銀座六丁目地下	銀座6-10-1先	銀座・東銀座・銀座一丁目駅		午前10時～12時30分、 午後3時30分～9時 (毎日)

◎人形町二丁目地下駐輪場および銀座六丁目地下駐輪場を除く駐輪場については、区役所7階環境政策課交通対策係でも受け付けを行うことが可能です。

情報コーナー

●新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、講座などに参加する際は事前の検温や手洗い、マスクの着用などにご協力をお願いします。



保健・医療・福祉

ひとり親家庭支援事業

～食料品などの提供～

新型コロナウイルス感染症の感染拡大により、経済的な影響を受けやすいひとり親家庭の生活の安定を図るため、食料品などの生活必要品を選べるカタログを送付します。

対・ひとり親世帯への臨時特別給付金の支給が決定した方

・令和2年8月から令和3年3月末までに新たに都内で児童扶養手当を受給することとなった方

◎申請は不要です。

◎既にカタログを受け取った方は対象外です。

[送付時期] 令和2年12月、令和3年1月に給付金の決定、児童扶養手当の認定を受けた方には、2月中旬ごろに送付します。3月以降の送付時期は、改めてお知らせします。

問・本事業について
都福祉保健局育成支援課

☎(5320)4125

・未着・紛失について
子育て支援課子育て支援係

☎(3546)5350

障害年金を受給しているひとり親の方へ

児童扶養手当が変わります

児童扶養手当法の改正により、3月分から、障害年金を受給している方の児童扶養手当の算出方法が変わります。

[制度の変更点] これまでは、障害年金額が児童扶養手当額を上回る場合には、児童扶養手当を受給できませんでした。

今回の改正により、障害年金の子の加算部分の額との差額を児童扶養手当として受給できるようになります。

[申請期間] 3月1日(月)に支給要件を満たしている方は、6月30日(必着)までに申請してください。3月分の手当から支給されます。

◎7月1日(木)以降に申請があった場合は、翌月分から支給されます。

[申請方法] 郵送または区役所6階子育て支援課窓口で申請する。

◎受給者の状況によって必要書類が異なりますので、まずは問までご相談ください。

◎既に児童扶養手当の認定を受けている方の申請は原則不要です。

[支給月] 3月分と4月分の手当は5月以降に支給されます。

[注意点] ・令和2年度所得が所得制限額を超過している場合や、事実婚が疑われる場合などは児童扶養手当が受給できないことがあります。
・障害年金以外の公的年金などを受給している方は、制度の変更はありません。

問子育て支援課子育て支援係

☎(3546)5350

記入例(はがき・ファクス)



1人1枚
限り

往復はがきの場合は
返信用の宛名に〒・
住所・氏名を記入

- ①講座名など
- ②氏名・ふりがな
- ③〒・住所
- ④電話番号
- ⑤年齢
- ⑥その他必要事項

◎**問**に〒・住所が記載されていない場合の宛先は
〒104-8404
築地1-1-1中央区役所
○○課○○係(問の宛名)
◎「電子申請も可」と記載されているものは
区のホームページの電子申請から申し込みも可能



講座・催し物

発展的天文講座

はやぶさ2の成果

日 2月14日(日) 午後4時～4時50分(途中入退場不可)

場 タイムドーム明石プラネタリウムホール

対 どなたでも

内 小惑星リュウグウを探索した「はやぶさ2」の成果について紹介します。

[講師]

東京大学大学院理学系研究科准教授 諸田智克

定 40人(先着順)

費 無料

◎当日、直接会場へお越しください。

◎入場整理券を当日午前10時から6階受付で配布します。

◎やさしい天文講座および発展的天文講座(異なる回)のチケットを5枚集めて受付で提示した方には、記念品を差し上げます。

問 郷土天文館「タイムドーム明石」

☎(3546)5537

保健衛生講座

新型コロナと新型タバコ

～注意すべき「新型」とは?～

日 3月25日(木) 午後6時～7時

場 日本橋保健センター4階講堂

対 区内在住・在勤者

内 新型コロナウイルス感染症は、喫煙により重症化することが明らかになっています。また加熱式タバコなどの新型タバコは本当に安全なのか、専門医がお話しします。

[講師] 日本橋医師会中央内科クリニック院長 村松弘康

定 20人(先着順)

費 無料

申 2月2日(火)から3月24日(水)までに電話またはファクスで①～⑤(5面記入例参照)を記入して申し込み。

問 日本橋保健衛生協会事務局(日本橋保健センター内)

☎(3661)3515

FAX(3661)3503

笑顔でお口の健康づくり教室

日 2月25日(木) 午後1時～2時

場 月島保健センター多目的室

対 区内在住・在勤者

内 ・講話「歯周病と全身疾患“コロナ禍の今”」

・マスクの中からお口のヨガ・ストレッチをやってみよう

[講師]

京橋歯科医師会歯科医師 鈴木 禎

定 15人(先着順)

費 無料

申 2月2日(火)から24日(水)までに電話で申し込む(電子申請も可)。

問 月島保健センター健康係

☎(5560)0765

4月からのさわやか健康教室

[日時など]

別表1のとおり

対 区内在住で、運動機能などの生活機能が低下していない60歳以上の健康な方(要支援・要介護認定を受けている方を除く)

◎生活機能の低下は、厚生労働省作成の「基本チェックリスト」を基に判定します。

内 問診、血圧測定実施後、高齢者向けのトレーニングマシンを使ったトレーニングや、口腔ケア・栄養改善のミニ講座を行います。運動指導員の指導の下、受講者の状態に合わせたトレーニング計画を作成しますので、初めての方でも安心して受講できます。

費 無料

申 2月19日(消印有効)までに受講申込書などの書類に記入し、区役所別表1

コース	毎週水曜日 午後コース	毎週金曜日 午後コース
日 時	4月7日～6月30日の 3カ月間(5月5日を除く) 計12回 (最長6カ月まで継続可)	4月9日～6月25日の 3カ月間 計12回 (最長6カ月まで継続可)
	午後1時30分～4時	午後1時30分～4時
会 場	浜町高齢者 トレーニングルーム	いきいき桜川 (桜川敬老館)
住 所	日本橋浜町3-3-1 トルナーレ日本橋浜町2階	入船1-1-13
定 員	12人	10人

◎申し込み多数の場合は抽選です。

◎曜日・会場をかねて年4回募集します。

はつらつ健康教室

[日時など]

別表2のとおり

対 区内在住で、運動機能などの生活機能が低下している65歳以上の方(要介護1～5の方を除く)

◎おとしより相談センターのケアマネジメントにより、教室の受講が望ましいかどうかを個別に判断します。

内 問診、血圧測定実施後、体操や口腔ケア、栄養改善の講座などを行い、生活機能の改善・向上を目指します。運動指導員の指導の下、受講者の状態に合わせたトレーニング計画を作成しますので、初めての方でも安心して受講できます。

費 無料

別表2

コース	毎週月曜日 午後コース	毎週火曜日 午前コース	毎週火曜日 午後コース(※1)
日 時	午後1時30分～4時	午前9時30分～正午	午後1時30分～4時
会 場	浜町高齢者 トレーニングルーム	いきいき桜川 (桜川敬老館)	シニアセンター
住 所	日本橋浜町3-3-1 トルナーレ日本橋浜町2階	入船1-1-13	佃1-11-1
定 員 (※2)	12人	10人	12人
コース	毎週水曜日 午後コース	毎週木曜日 午前コース	毎週木曜日 午後コース
日 時	午後1時30分～4時	午前9時30分～正午	午後1時30分～4時
会 場	ケアプラザあいおい	浜町高齢者 トレーニングルーム	いきいき桜川 (桜川敬老館)
住 所	佃3-1-15 相生の里1階	日本橋浜町3-3-1 トルナーレ日本橋浜町2階	入船1-1-13
定 員 (※2)	9人	12人	10人

(※1)4月から開催日程が毎週土曜日(午前9時30分～正午)に変更となります。

(※2)定員に空きが出次第、随時ご案内します。

◎各コースとも、3カ月間で計12回開催します(最長6カ月まで継続可)。

4階高齢者福祉課に郵送または持参して申し込む。

◎申込書などの書類一式は、高齢者福祉課に電話で連絡された方に郵送します。また、いきいき館(敬老館)やシニアセンター、おとしより相談センターなどの施設で配布している他、区のホームページからダウンロードすることもできます。

◎「基本チェックリスト」も受講申込書などの書類に含まれています。

◎受講が決定した方には受講決定通知などを郵送します。

◎過去にさわやか健康教室を受講された方は申し込みできません。

◎受講決定後であっても、参加者の健康面での安全と教室運営上の事故防止のため、教室への参加をご遠慮いただく場合があります。

問 高齢者福祉課高齢者活動支援係

☎(3546)5716

申 お近くのおとしより相談センターへご相談の上、お申し込みください。

◎受講は年間1回限りです。

◎受講が決定した方には決定通知書などを郵送します。

◎受講決定後であっても、参加者の健康面での安全と教室運営上の事故防止のため、教室への参加をご遠慮いただく場合があります。

問 京橋おとしより相談センター

☎(3545)1107

日本橋おとしより相談センター

☎(3665)3547

人形町おとしより相談センター

☎(5847)5580

月島おとしより相談センター

☎(3531)1005

勝どきおとしより相談センター

☎(6228)2205

凡例

日時

会場

対象

内容

定員

費用

申し込み方法

問い合わせ(申込先)

HP

ホームページアドレス

Eメールアドレス

凡例

日日時

場会場

対対象

内内容

定定員

費費用

申申し込み方法

問問い合わせ

申申込先

HPホームページアドレス

Eメールアドレス

郷土天文館「タイムドーム明石」企画展

江戸のカナモノ

日 2月6日(土)～3月21日(日)
・火～金曜日
午前10時～午後7時
・土・日曜日、祝日
午前10時～午後5時
◎閉館30分前まで入場できます。
[休館日]
月曜日(祝日の場合は開館、翌日休館)
場 タイムドーム明石特別展示室
対 どなたでも
内 区内の遺跡から発見された刀装具、キセル、化粧道具、銭貨などの金属製品を展示し、江戸時代の人々が実際に利用した「カナモノ」について紹介します。
費 無料
問 郷土天文館「タイムドーム明石」
☎(3546)5537

映画鑑賞会

日 2月20日(土)・21日(日)
①午前10時～(午前9時30分開場)
②午後2時～(午後1時30分開場)
場 日本橋図書館6階ホール
対 小学生以上
[上映作品]
①「海よりもまだ深く」(邦画、117分)
②「ベトナムの風に吹かれて」(邦画、114分)
定 各回20人(先着順)
費 無料
申 2月4日(木)から17日(水)までに電話で申し込む。
◎2月8日(月)は休館日です。
◎1回の申し込みで2作品、各2人分まで申し込めます。
◎申し込みの際は、申し込み者全員の氏名と代表者の連絡先が必要です。
◎作品の概要については、お問い合わせください。
問 日本橋図書館
☎(3669)6207

男女共同参画講座
働き女子・子育て女子必見！
チャンスを見つけて、人生を切り開く！「ミーニングノート」

日 3月13日(土) 午前10時～正午
場 女性センター「ブーケ21」
対 区内在住・在勤者、その他関心のある女性
内 講師の実体験とキャリア形成についてお話を伺い、ワークで「ミーニングノート」の作成も行います。
[講師] (株)ダイジョーブ代表取締役 山田智恵
定 26人(先着順)
費 無料
申 2月2日(火)から電話またはファクスで①・②(5面記入例参照)③電話番号を記入して申し込む(電子申請も可)。
[託児] 生後3カ月以上の未就学のお子さんをお預かりします。希望する方は3月5日(金)午後5時までにお申し込みください(月齢により定員あり)。
問 総務課女性施策推進係
☎(5543)0651
FAX(5543)0652

高齢者向けパソコン教室

～ゆっくり楽しくチャレンジ～

デジタル写真データの整理と使い方コース
日 3月9日(火)～11日(木)
計3回 午前9時30分～11時30分
内 デジタルカメラで撮った写真データのパソコンでの整理方法や、「Word2016」を使った簡単な加工方法などを学びます。
費 3,000円
◎テキスト代は別で、オリジナルテキスト(500円)を使用します。
Excelを使ってみようコース
日 3月16日(火)～18日(木)、23日(火)～25日(木) 計6回
午前9時30分～11時30分
内 表計算ソフト「Excel 2016」を使って、セルや計算式の入力、計算表作りなど、基礎と活用を学びます。
費 6,000円
◎テキスト代は別で、FOM出版「初心者のためのExcel 2016」(1,320円)を使用します。

共通

場 シルバー人材センター2階パソコン研修室
対 60歳以上で、簡単な文字入力のできる方
[講師] シルバー人材センターの会員
定 各コース10人(申し込み多数の場合は抽選)
申 2月10日(必着)までに往復はがきに①コース名②～⑤(5面記入例参照)⑥パソコンの機種名⑦申し込み理由を記入して申し込む。
◎1枚のはがきで両コースの申し込みができます。
◎以前に受講された方も申し込むことができます。
◎当選者は、当選はがきで指定された口座に受講料をお振り込みください。期日を過ぎた場合は、補欠の方に受講の資格が移ります。
◎パソコンのOSはWindows10です。
問 〒104-0032
中央区八丁堀3-17-9京華スクエア1階
中央区シルバー人材センター
☎(3551)2700

親族後見人向け講座・交流会
親族後見人に求められる意思決定支援

日 3月4日(木)
午後6時30分～8時30分
場 社会福祉協議会3階会議室
対 親族の成年後見人(保佐人・補助人)になっている区内在住・在勤者(被後見人などが区内在住の場合も可)。
◎後見人就任予定の方も含みます。
内 親族だからできる意思決定支援、親族だからこそしてしまいがちな誤った意思決定支援について具体的な事例を基に分かりやすく解説します。また、交流会では後見人同士の交流と情報交換の他、講師が日頃の活動に関する相談に応じます。
[講師] (公社)東京社会福祉士会権利

擁護センターぱあとなあ東京所属
社会福祉士 鳥居 理英子
定 15人(先着順)
費 無料
申 2月2日(火)から26日(金)までに電話、ファクスまたはEメールで①～④(5面記入例参照)を記入して申し込む。
問 中央区社会福祉協議会成年後見支援センター「すてっぷ中央」
☎(3206)0567
FAX(3523)6386
Estep@shakyo-chuo-city.jp

障害者雇用を推進する企業向けセミナー

障害者雇用の「これから」を考える

今年度は新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、オンラインで実施します。
日 2月15日(月)～28日(日)
対 企業の人事などの担当者、その他障害者雇用に関心のある方
内 障害者雇用に関する講演会
・第1部 これまでの障害者雇用と「これから」
[講師]
中央障害者雇用情報センター障害者雇用支援ネットワークコーディネーター 内田博之
・第2部 雇用維持のための取り組みと「これから」
[講師]
(株)KDDIチャレンジド事業企画部長 池内公和
費 無料
申 2月8日(月)までに中央区社会福祉協議会ホームページ内申し込みフォームに入力して申し込む。
問 中央区障害者就労支援センター
☎(3865)3889
HP 中央区社会福祉協議会
https://www.shakyo-chuo-city.jp/

男女共同参画講座
心の唄バンドの
コンサート&トーク
―東日本大震災から10年

日 3月6日(土) 午前10時～正午
場 女性センター「ブーケ21」
対 区内在住・在勤・在学者、その他関心のある方
内 災害時の被災地支援を行ってきた経験をもとに男女共同参画の視点に立った災害時の対応についてコンサート&トークでお送りします。
[出演]
心の唄バンド
定 30人(先着順)
費 無料
申 2月2日(火)から電話またはファクスで①・②(5面記入例参照)③電話番号を記入して申し込む(電子申請も可)。
[託児]
生後3カ月以上の未就学のお子さんをお預かりします。希望する方は2月26日(金)までにお申し込みください(月齢により定員あり)。
問 総務課女性施策推進係
☎(5543)0651
FAX(5543)0652

パパカup講座
～笑顔のパパが好き！パパのためのトーク&絵本ライブ～

日 3月13日(土)
午前10時～11時30分
場 子ども家庭支援センター「きらら中央」地域活動室
対 区内在住の未就学のお子さんとその父親
◎母親も一緒に参加できます。
内 「笑顔のパパになろう!」をテーマにパパであることを楽しんでもらいたいとの願いを込めて、第1部は子どもとパパの時間の作り方、パパの育児の楽しみ方などの講話、第2部は絵本の読み聞かせの実演を行います。
[講師] NPO法人ファザーリング・ジャパン代表理事 安藤哲也
定 15組程度(申し込み多数の場合は抽選)
費 無料
申 2月1日(月)から18日(木)までに、電話またはきらら中央窓口で申し込む(電子申請も可)。
[託児] お子さんも一緒に参加できますが、第1部のみ1歳から未就学のお子さんをお預かりします。希望する方は参加申し込みと併せてお申し込みください(1歳未満のお子さんは同席もしくは一時預かりなどをご利用ください)。
問 子ども家庭支援センター「きらら中央」
☎(3534)2103

高齢者合同就職面接会

～高齢者の就労を支援します～

日 2月26日(金)
[第1部] 午後0時10分～1時40分
(受け付けは午前11時40分～正午)
[第2部] 午後2時30分～4時
(受け付けは午後2時～2時20分)
場 産業会館2階展示室
対 おおむね55歳以上の方
内 希望する企業と面接ができます。
[参加企業数] 6社
[持ち物] ハローワークからの紹介状、履歴書(写真貼付のもの)・職務経歴書
定 各部24人程度(先着順)
◎予約するためには、事前に最寄りのハローワークで紹介状の交付を受ける必要があります。
◎紹介状を持参の上、当日、直接会場へお越しください。
費 無料
◎求人情報は、2月5日(金)からハローワーク飯田橋およびシルバーワーク中央のホームページで公開します。
◎詳しくはお問い合わせください。
問 ハローワーク飯田橋事業所第二部門
☎(3812)8609
(部門コード32#)
高齢者福祉課高齢者活動支援係
☎(3546)5334
シルバーワーク中央
☎(3551)9200
HP ハローワーク飯田橋
https://jsite.mhlw.go.jp/tokyo-hellowork/list/iidabashi.html
シルバーワーク中央
http://sw-chuo.com/

日本橋公会堂ホール

利用申し込み受け付けの継続

令和2年12月11日号でお知らせした、日本橋公会堂ホールの利用休止が延期となりました。

当面の間、ホールの利用申し込みは通常どおり受け付けます。

ご利用の皆さんにはご迷惑をお掛けしますが、ご理解とご協力をお願いします。

問日本橋公会堂

☎(3666)4255

日本橋特別出張所地域活動係

☎(3666)4251

令和3年度 中央区食品衛生監視指導計画への意見募集

区民の皆さんの食の安全安心を確保するため、食品衛生法に基づき、毎年度「食品衛生監視指導計画」を定め、飲食店などの食品関係施設の監視指導、食品の検査、食品衛生講習会などを効果的かつ効率的に実施しています。

令和3年度の計画の策定に当たり、皆さんのご意見、ご要望を反映した、より良い計画を策定するため、パブリックコメントを実施します。

募集期間

2月8日(月)～3月1日(月)

閲覧場所

中央区保健所、日本橋・月島保健センター、区役所1階まごころステーション・情報公開コーナー、日本橋・月島特別出張所の他、区のホームページでもご覧になれます。

意見の提出方法

住所、氏名(団体の場合は団体名と代表者名)、年齢、電話番号を明記の上、中央区保健所の食品衛生窓口に持参、郵送、ファクス、Eメールまたは区のホームページのパブリックコメント(区民意見提出手続き)

2021年度 中央区民カレッジ 新1年生募集

区民の皆さんの生涯学習の機会として、3年間(生涯学習サポーター養成コースのみ1年間)を通してじっくり学ぶ「中央区民カレッジ」の新1年生を募集します。

まなびのコース

中央区の文化や歴史を学ぶ講座や民間の生涯学習機関と連携した講座など、年間約80の講座の中から自由に選択できるコースです。

シニアコース

60歳を過ぎ、これからの人生の楽しみ方を探している方にお薦めのコースです。

同世代の仲間と共に学び合いながら、新しい自分を発見してみませんか。

生涯学習サポーター養成コース(1年間)

学んだことを地域に生かす地域活動の実践コースです。2021年度は「地域活動をはじめよう!」を開催します。コミュニケーションを学び、地域でできる多世代交流や子育て応援、学び合い活動を目指す勉強会です。

共通内容など

別表、別図のとおり

申し込み方法

2月25日(必着)までにはがきに①希望するコース名②氏名③ふりがな④年齢⑤住所⑥電話番号⑦在勤・在学者は勤務先・通学先の名称・所在地・電話番号を記入して、**問**へ郵送または区のホームページの電子申請から申し込む。

◎申し込み多数の場合は、区内在住者を優先の上、抽選します。

◎新1年生のオリエンテーションを

コース名	まなびのコース	シニアコース	生涯学習サポーター養成コース
対象	18歳以上の区内在住・在勤・在学者	60歳以上の区内在住者	18歳以上の区内在住・在勤・在学者
定員	60人	35人	20人
内容など	1～3年生：共通で以下の講座 ・きほんの講座 カレッジデビュー、生涯学習基礎講座、画廊めぐり、文楽、狂言、経済など ・趣味の講座 音楽、美術、エクササイズなど多彩な趣味の講座 ・連携講座 区内の大学や企業、アンテナショップなどのさまざまな連携先の持ち味を生かした講座	1年生：総合学習(必修) 火曜日 午後2時30分～4時30分 年間20回(前期・後期各10回) 地域の歴史や文化、芸術、健康・環境問題、区内探訪などの多様なテーマを学ぶ必修講座 2・3年生：クラブ学習(必修) 前期：火曜日または金曜日 後期：火曜日または木曜日 午後2時～4時 年間2クラブ(各10回)を選択 デジタルカメラ、水彩画、書道、古典、体操、篆刻、コーラス、フラワーアレンジメント、ちぎり絵など実技や教養のクラブ	地域活動をはじめよう! (必修) 木曜日 午前10時～11時30分 年間10回(6～11月 月2回程度) ◎別途実習・補講などがあります。 ・地域活動やボランティア活動に必要なコミュニケーション方法の振り返り学習と「聞く力」「共感する力」を磨くトレーニング ・現代の地域事情・子育て事情を知る ・地域活動に向けてのグループワーク など
受講料	200円～7,000円以内 ◎講座によって異なります。詳しくは講座案内をご確認ください。	1講座 2,000円	
特典	まなびのコースの講座を前・後期各1講座とカレッジデビュー講座を優先的に選択可能です。	コースの講座以外に、まなびのコースの講座を年間1講座(趣味の講座は除く)優先的に選択可能です。	
修了単位(1回出席で1単位)	3年間で50単位以上取得で修了		1年間で20単位以上取得で修了

◎年齢の基準日は原則として令和3年4月1日です。

◎講座内容および講座回数に変更となる場合があります。

トピックス



中央区成人の日記念式典「新成人のつどい」

今年度の成人の日記念式典は、新型コロナウイルス感染症の影響によりインターネットによる配信のみとなりました。1月11日の午前と午後の2回、区長、区議会議員からのお祝いの言葉をはじめ、恩師からのメッセージ、新成人代表のあいさつが配信されました。あいさつを行った新成人のつどい実行委員会の佐野会長は、“明るく、優しく、たくましく”という言葉に胸に、自分が向かい風に立ったときこそ周囲の人にそうあり続けることのできる大人へと成長していきたいと、力強く述べていました。

からご提出ください。

意見の提出(問い合わせ)先

〒104-0044

中央区明石町12-1

中央区保健所生活衛生課食品衛生

第一係

☎(3541)5939

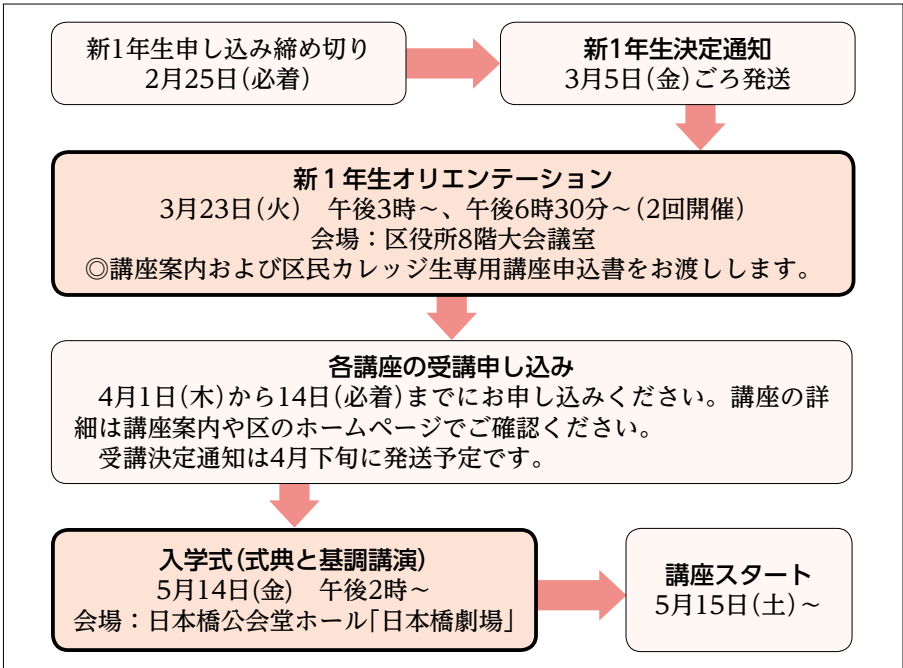
FAX(3546)9554

✉shkanshi@city.chuo.lg.jp

3月23日(火)に区役所8階大会議室で行います。

問〒104-8404

別図 申し込みから受講までの流れ



(8) 「区のおしらせ ちゅうおう」は区役所、特別出張所、区民館などの区施設、コミュニティバス、区内公衆浴場、一部金融機関、百貨店、ファミリーマート(一部店舗を除く)、都営地下鉄の駅(東銀座・宝町・築地市場・日本橋・人形町・東日本橋・馬喰横山・浜町・勝どき・月島)、東京メトロの駅(京橋・銀座・東銀座・新富町・築地・八丁堀・三越前・日本橋・人形町・茅場町・小伝馬町・水天宮前・月島)、J Rの駅(新日本橋・馬喰町)、文化堂でも配布しています。